

令和2年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）の結果に対する
措置状況の公表について

令和2年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があり、地方自治法第199条第14項及び恵庭市監査基準第21条の規定により、次のとおり公表します。

恵庭市監査委員 北 林

恵庭市監査委員 川 原 光 男



区分	所管課等	監査の結果	措置状況
令和2年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）	対象施設 夢創館 指定管理者 特定非営利活動法人島松夢創館倶楽部 所管課 社会教育課	《指導事項》 ・市と指定管理者の定例等の会議において、会議記録を作成していない場合が多くあることから、適正な施設管理を推進する上で、記録を整備されたい。〈市・指定管理者〉	・監査実施後、速やかに定例会議記録簿を作成した。あわせて指定管理者の業務日誌にも記録するよう指示し、確認した。
		《指導事項》 ・施設管理用として、市に寄付された備品について登録がなされていないことから、物品管理規則第14条により適正に処理されたい。〈市〉	・監査実施後、備品登録した。 (6月4日登録完了)
	対象施設 市民会館、島松公民館地区会館 13施設 指定管理者 恵庭リサーチビジネスパーク株式会社 所管課 教育施設課	《指導事項》 ・東恵庭会館と東恵庭憩の家 の施設管理は、一体的に当該指定管理者が行っているが、施設利用者への新たな対策等、管理の徹底が図られるよう、仕様書等で明確にされたい。〈市〉	・管理の徹底が図られるよう管理人への指導を行う。今年度は、現行の覚書について所管課において再確認し、管理を実施していくが、来年度からは一体的管理内容を明確にすることについて協議を行い、仕様書に位置づける。
		《指導事項》 ・いくみ会館において、障がい者用トイレが数ヵ月間使用できない状況となっていることから、施設設備の修理・修繕が発生した場合、利用者の利便性を考慮して速やかに実施されたい。〈市・指定管理者〉	・利用者の利用に支障とならないよう、速やかな修繕に努めることを指定管理者と確認した。現在、毎月1回定例会議を実施しており、修繕対応状況について報告・共有しているので、今後、少額であっても全ての修繕について、報告・共有の徹底を指定管理者と確認した。 (6月12日修繕完了)